令和５年度　オーダーメイド型研修事業　実施要項

社会福祉法人　山口県社会福祉協議会

１　目的

介護業務を主とする、介護保険事業若しくは障害福祉サービス事業を行っている法人が実施する、新規入職者の知識や技術の段階に応じた研修（以下「オーダーメイド型研修」という。）に要する経費の一部を助成し、新規入職者の介護・福祉現場における基本的な知識・技術を学ぶ場づくりを促進することで、新規入職者の業務に対する不安感を和らげ、その就労の継続に資することを目的とする。

２　助成対象

助成対象は、次に掲げる法人の内、介護業務を主として行う法人とする。ただし、申請は１つの法人につき１件までとする。

（１）介護保険法（平成９年法律第１２３号）で規定する介護事業を行う法人

（２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律１２３号)、児童福祉法（昭和２２年法律１６４号）又は身体障害者福祉法（昭和２４年法律２８３号）で規定する障害福祉事業を行う法人

３　助成対象事業

助成対象となる事業は、助成対象者が雇用する職員に対して実施するオーダーメイド型研修であって、次の（１）から（３）に掲げる要件をいずれも満たす研修とする。

（１）令和５年４月１日（土）から令和６年１月 31 日（水）までの間に新たに雇用された職員を対象として、令和５年４月１日（土）から令和６年２月 28 日（水）までの間に実施された研修であること。

（２）研修受講者は、次のいずれかに該当する者であること。

ア　社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する「介護に関する入門的研修」を受講後、入職した介護職員又は介護助手

イ　雇用時に、県社協の山口県福祉人材センターに離職介護届出制度による登録及び求職登録をしている潜在介護福祉士等（介護業務を主たる業務とする職員に限る。）

（３）研修内容に、次のいずれかの内容を含んでいること。

介護保険制度の動向・認知症の基礎知識・介護記録の作成・職業倫理・緊急時の対応・接遇とコミュニケーション・介護機器の使用方法

４　助成金額等

（１）助成金額は、研修受講者１名あたり１万円を限度として、最大５名分までとする。

（２）申請多数により助成金額の総額に達した場合は、申請受付を終了とする。

5　助成対象経費

助成対象経費は、オーダーメイド型研修の開催に係る講師謝金、テキスト代及び消耗品費等とする。

6　交付申請

助成金の交付を受けようとする法人は、あらかじめ助成金交付申請書（第１号様式）を県社協会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

7　交付決定

会長は、助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付決定を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

8　実績報告書の提出

助成金の交付決定通知を受けた法人（以下、「助成対象者」という。）は、研修終了後速やかに実績報告書（第２号様式）を会長に提出しなければならない。

9　助成金の額の確定

会長は、実績報告書の提出があった時は、その内容を審査し、適当であると認めた時は、交付すべき助成金の額を確定し、その結果を助成対象者に通知するものとする。

10　助成金の交付

助成金の額の確定通知を受けた助成対象者が、その助成金の交付を受けようとするときは、請求書（第３号様式）を会長に提出しなければならない。

会長は、適正な請求書を受理したときは助成金を交付するものとする。

11　助成金の交付決定の取消し

会長は、助成対象者がこの要項の条件に違反したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

12　その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要項は、令和５年４月１日から施行する。